

2019年度九州大学法科大学院入学試験問題

公法系法学専門試験

【憲法】

問題1

下記の2つの項目について、それぞれ5行～10行で説明しなさい。(配点20点)

- (1) 法律上の争訟
- (2) 内閣の衆議院解散権

問題2

A市立B中学校では、20××年度の1学期の中間試験が5月21日から23日まで実施される予定であった。ところが、当該期間はその年のイスラム教のラマダンの期間と重なっている。5月16日から6月14日までのラマダンの期間中、イスラム教徒は戒律に基づいて、日の出から日没まで一切の飲食が禁止される。

日本国籍を有するXは、B中学校の1年次に在籍する生徒である。Xの両親は敬虔なイスラム教徒であり、X自身も両親の影響を受けて幼少のころからイスラム教を信仰している。

Xは、試験期間前や試験期間中がラマダンの期間中に重なるため、日中、勉強に集中することができず、試験の成績に影響が出るかもしれないと説明して、イスラム教徒である自身には信仰に配慮した措置を講じてほしい旨、担任教員に申し出た。

担任教員はXの申し出を校長Yに伝達した。しかしYは、Xにだけ特別の措置を認めることはできないとして、結局、中間試験は当初予定された期間で実施された。このため、Xは、他の生徒と比較して、万全の備えや態勢で試験に臨むことができず、思うような成績を収めることができなかった。

この事例に含まれる憲法上の問題について、関連する最高裁判所の判例を踏まえて、論じなさい。(配点30点)

2019年度九州大学法科大学院入学試験問題

公法系法学専門試験

【行政法】

以下の7項目から5項目を選び、それぞれ10行程度で説明しなさい。できるだけ具体例を挙げ、代表的な判例があるときは判例にも言及すること。(配点50点)

- 1 部分社会論
- 2 指定法人
- 3 全部留保説
- 4 講学上の確認の概念
- 5 原告の死亡と訴訟承継の可否
- 6 取消判決に関する絶対効説と相対効説
- 7 国家無答責の法理

2019年度九州大学法科大学院入学試験問題

民事法系法学専門試験

【民法】

以下の【問題1】【問題2】に解答しなさい。

【問題1】 以下の（問1）～（問3）に解答しなさい（配点25点）。

（問1） 「担保物権の通有性」とは何か（配点5点）。

（問2） 担保物権の物上代位の法的性質に関する特権説と価値権説の立場について説明しなさい（配点5点）。

（問3） Aは、Bに一括賃貸していたマンション1棟（以下「本件建物」という。）につき、債権者Cのために抵当権を設定し、Cは抵当権設定登記を経由した。その後、Aは、Bに対する将来3年分の賃料債権（以下「本件賃料債権」という。）をDに譲渡し、その旨を内容証明郵便でBに通知した。他方、Cは、本件建物につき抵当権の実行としての競売を申し立てるとともに、抵当権に基づく物上代位として、本件賃料債権につき、債権差押命令の申立てを行った。Cの物上代位権の行使は認められるか（配点15点）。

【問題2】 以下の（問1）～（問3）に解答しなさい（配点25点）。

（問1） 11歳の小学生Aは、放課後の校庭でサッカーのフリーキックの練習をしていたところ、蹴ったボールが校外の道路に転がり、原動機付自転車で通りかかったBが、ボールを避けようとして転倒し重傷を負った。Aに責任能力がない場合、Bは、Aの両親（親権者）CDに対して損害賠償を請求できるか（配点5点）。

（問2） （問1）の事案において、Aに責任能力がある場合、Bは、CDに対して損害賠償を請求できるか（配点5点）。

（問3） 91歳の老人Pは、鉄道会社Qの線路内に立ち入り、列車に衝突して死亡した（以下「本件衝突事故」という）。Pの相続人は、85歳の妻Rと、一人息子Sである。事故当時、Pは重度の認知症のため責任能力がなく、身の回りの世話については、妻Rも認知症であり、息子Sは海外赴任中であることから、もっぱらSの妻Tが行っていた。鉄道会社Qは、本件衝突事故により生じた経済的損失について、R、SあるいはTに対して損害賠償を請求できるか（配点15点）。

2019年度九州大学法科大学院入学試験問題

民事系法学専門試験

【商法・会社法】

下記の設例を読み、後記の設問に解答しなさい（配点50点）。

【設例】

Aは、B国のロースクールの学生で、現在、日本に留学中である。Aは、最近、日本の商法・会社法の法律雑誌を見ていたところ、日本では、ときどき、①募集株式の発行をめぐる取締役の責任の問題や、②株式の譲渡の制限の問題が、話題になっていることに気が付き、これらの問題に興味を覚えた。

Aは、①の問題については、募集株式の発行における取締役の責任の在り方について、特に、法定の手続を経ずに、いわゆる有利発行が行われた場合に、取締役は、株式会社に対して損害賠償責任を負うのか、あるいは、株主に対して、直接的に、第三者に対する責任を負うのか、という問題について、興味を持っている。

また、②の問題については、株式の譲渡が制限される場合には、いかなる場合があるのか、それぞれの場合における内容について、興味を持っている。

しかし、Aは、自分自身では、法制度をはじめ裁判例も含めた日本法の状況がよく分からないため、これらの問題について詳しい弁護士であるあなたのところに、詳しい説明を求めて、相談に訪れた。

<設問1>

あなたは、Aに対して、①の問題について、どのように回答するか、その内容について、論じなさい（配点 25点）。

<設問2>

あなたは、Aに対して、②の問題について、どのように回答するか、その内容について、論じなさい（配点 25点）。

2019年度九州大学法科大学院入学試験問題

民事系法学専門試験

【民事訴訟法】

【問題】以下の〔設例〕を読んで、〔設問〕に解答しなさい。（50点）

〔設例〕

Xは、YからYの所有にかかる甲土地を購入した。ところが、Yは、甲土地をXに明け渡したものの、購入の際に約束した所有権の登記名義のXへの移転は行わないままであった。XがYに移転登記を求めたところ、Yは、甲土地をXに売り渡す条件について錯誤があり売買契約は効力を生じていないという理由で、登記手続に応じる義務はないとして、争っていた。

〔設問〕

- (1) 〔設例〕の事案において、XはYに対し、甲土地の所有権が自身に帰属することの確認を求める訴えを提起した。このXの訴えを受けた裁判所に訴訟事件が係属しているあいだに、YがXを相手として、売買契約が無効であるという理由で、甲土地の所有権がYに帰属することの確認を求める訴えを、別の裁判所に提起した。このYによる訴えは許されるかを解答しなさい。（配点15点）
- (2) 〔設例〕の事案において、XはYに対し、甲土地の所有権移転登記手続を求める訴えを提起した。裁判所は、Xに甲土地の所有権が帰属することを認め、Xの請求を認容する判決を出し、この判決は確定した。この確定判決の既判力はどのような事項に生じているかを解答しなさい。（配点10点）
- (3) 〔設例〕の事案において、XはYに対し、甲土地の所有権移転登記手続を求める訴えを提起した。このXの訴えを受けた裁判所に訴訟事件が係属しているあいだに、YがXを相手として、売買契約が無効であり甲土地の所有権がYに帰属していることを理由に、甲土地の明渡しを求める訴えを、別の裁判所に提起した。このようなYによる訴えは許されるかを解答しなさい。（配点25点）

2019年度九州大学法科大学院入学試験問題

刑事法系法学専門試験

【刑法】

・以下の事例につき、X及びYの行為は刑法上どのように評価されるか。

Xは、日頃から警察に恨みを抱いており、警察に鉄槌を下そうと企んでいた。ある日、Xは、交番で勤務中の警察官Oが油断している隙に、Oの携帯している拳銃を奪い、殺意をもってOの心臓部を狙って拳銃を構えた。その様子を一部始終見ていた通行人Yは、このままではOが殺害されると思い、Oを守るため、咄嗟に背後からXを思いきり突き飛ばした。その結果、Xは重傷を負ったが、XがOから奪った拳銃にはそもそも弾丸が装填されていなかった。

(配点50点)

2019年度九州大学法科大学院入学試験問題

刑事法系法学専門試験

【刑事訴訟法】(配点50点)

次の最高裁平成30年7月3日決定(裁判所ウェブサイト)の判旨を読み、以下の各設問に答えよ。
(解答は答案用紙に設問番号を記載して行うこと。)

「刑訴法299条の4は、検察官が、①証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人(以下「証人等」という。)の尋問を請求するに際し、相手方に対し、証人等の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、②証人等又はその親族に対する加害行為等のおそれがあるときには、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、1項において、弁護人にその証人等の氏名及び住居を知る機会を与えた上でこれらを被告人に知らせてはならない旨の条件を付す等の措置(以下「条件付与等措置」という。)をとることができるとし、2項において、条件付与等措置によっては加害行為等を防止できないおそれがあるときには、被告人及び弁護人に対し、その証人等の氏名又は住居を知る機会を与えず、証人等の氏名に代わる呼称、住居に代わる連絡先を知る機会を与える措置(以下「代替開示措置」という。)をとることができるなどとするものである。

<途中略>

しかしながら、③検察官は、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときには、条件付与等措置も代替開示措置もとることができない。さらに、検察官は、条件付与等措置によっては加害行為等を防止できないおそれがあるときに限り代替開示措置をとることができる。裁判所は、検察官が条件付与等措置若しくは代替開示措置をとった場合において、加害行為等のおそれがないとき、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき、又は検察官が代替開示措置をとった場合において、条件付与等措置によって加害行為等を防止できるときは、被告人又は弁護人の裁定請求により、決定で、検察官がとった措置の全部又は一部を取り消さなければならない。裁定請求があった場合には、検察官は、裁判所からの意見聴取において、刑訴法299条の5第1項各号に該当しないことを明らかにしなければならず、裁判所は、必要なときには、更に被告人又は弁護人の主張を聴くなどすることができるということができる。そして、裁判所の決定に対しては、即時抗告をすることができる。これらに鑑みれば、刑訴法299条の4、299条の5は、被告人の証人審問権を侵害するものではなく、憲法[]に違反しないというべきである。」

設問 1 に当てはまる条文番号を正確に述べよ。また、当該規定が保障する証人審問権の意義について説明せよ（配点 10 点）

設問 2 下線部①につき、現行法が、証人尋問を予定している当事者に対し、原則として相手方に証人等の氏名及び住所を知る機会を与えることを義務づけている理由を説明せよ。（配点 10 点）

設問 3 下線部②につき、現行刑訴法は刑訴法 299 条の 4 の他にも、証人等又はその親族に対する加害行為等のおそれから証人等を保護するための措置を設けている。これに該当する措置を、三つ指摘せよ。（配点 15 点）

設問 4 下線部③につき、条件付与等措置や代替開示措置は、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときはとることができないところ、現行法が、証人等の保護の利益と被告人の防御の利益が調整不可能な形で対立する場合に後者を優先させている理由を、刑事訴訟法の基本原理の視点から説明せよ。（配点 15 点）